

L P ガス取引適正化・料金透明化に向けた自己適合宣言

2024 年 4 月 2 日、経済産業省は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を交付しました。本省令は、法第 16 条第 2 項の規定に基づく「販売の方法の基準」として、L P ガスの商慣行を是正するための新たな規律を設けるものです。

カンリョウ株式会社では、改正省令を遵守し、取引適正化・料金透明化に向け取り組んでまいります。

01 過大な営業行為の制限

- ・ 正常な商慣習を超えた利益供与は行いません。
- ・ 消費者の事業者選択を阻害する恐れのある、L P ガス事業者の切替を制限するような条件付き契約の締結は行いません。

02 三部料金制の徹底（設備料金の外出し表示・計上禁止）

- ・ 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備料金の外出し表示）を 2025 年 4 月検針分より導入します。
- ・ L P ガスと関係のない設備料金を L P ガス料金に計上することはありません。

03 L P ガス料金等の情報提供

- ・ オーナー様、不動産会社様、不動産仲介業者様等と連携し、入居希望者様への L P ガス料金の事前提示に努めます。
- ・ 入居希望者様から直接情報提供の要請があった場合は、それに応じます。

2025 年 3 月

カンリョウ株式会社

2025年4月吉日

お客様各位

カンリョウ株式会社

三部料金制導入のお知らせ

平素は弊社LPガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

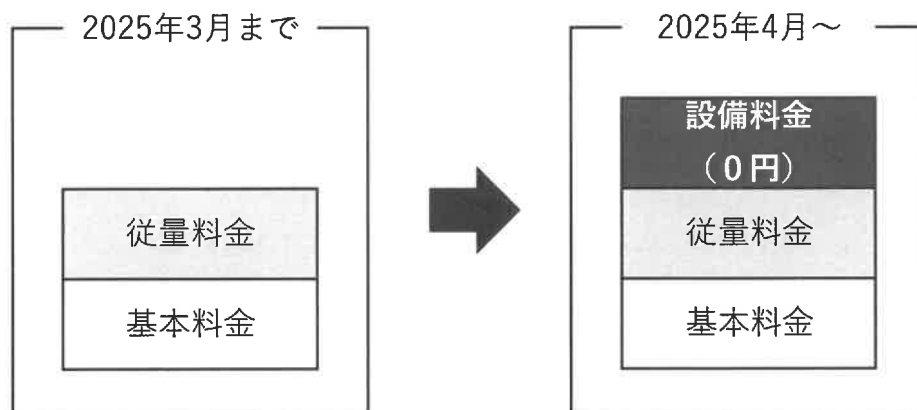
さて、2025年4月2日より、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の改正に伴い、料金の透明化を高める取組みの一環として「三部料金制」がLPガスの全販売事業者に導入されることが決定いたしました。

これにより、2025年4月検針分より検針票・請求書の表示が変更されます。なお、LPガスご利用料金総額の変動はございませんので、ご安心ください。

ご不明な点やご質問がありましたら、下記連絡先までお気軽にお問い合わせください。

【変更内容】※下図をご参照ください。

- ・旧料金表示：基本料金、従量料金
- ・**新料金表示**：基本料金、従量料金、**設備料金**



設備料金とは…

ガスコンロや給湯器等の消費設備を有償貸与している場合にお支払いいただく料金です。

※ **設備料金の単価は、基本0円です。なお、請求金額がなくても0円と表示するよう義務付けられておりますので、ご承知おきください。**

【問い合わせ先】

カンリョウ株式会社

電話番号：0191（53）2231（燃料部）

平日 午前8時30分～午後5時00分